

器械器具等推薦規則

(目的)

第1条 本専門部は、本専門部並びに高等学校における体操競技及び新体操の発展に資する目的により、体操競技及び新体操の器械器具等の製造工場を推薦する制度を設け、その方法等について規定する。

(推薦工場の認定)

第2条 推薦工場の認定は、本専門部総会の議決による。

(認定の条件)

第3条 本専門部は、推薦品の能力向上のための技術指導を含め、推薦工場の育成を計るものとする。

第4条 認定期間は2ケ年間とする。ただし、申請により継続することができる。

2 推薦工場は、本専門部と協議して別に定める推薦工場料を、毎年度原則として6月末日までに本専門部に納入することとする。

3 推薦工場は、推薦品についてその安全と耐用年数に関し、保証の責任を負うこととする。

4 推薦工場は、推薦品等に「全国高体連体操部推薦」の文字を示すことができることとする。

(認定申請)

第5条 推薦工場の新規認定又は継続認定を受けようとする者は、本専門部に別表に示す申請書類により原則として毎年度末までに申請することとする。

2 必要に応じて「協定書」を取り交わすこととする。

(認定の承認)

第6条 推薦工場の認定は、本専門部総会の議決による。

2 本専門部は、推薦工場に対し認定書を発行する。

(附 則)

第7条 推薦工場が、本規定を正当な理由なくして遵守しないときは、本専門部は認定を取り消すことがある。

第8条 本規定の改廃は、本専門部総会の議決による。

第9条 本規定は、昭和62年4月1日から施行する。

(別 表) 認定申請に必要な書類

書類の種類		新規申請の ための書類	継続申請の ための書類	日本体操協会 検定工場 が省略する 書類
1	推薦申請書	○	○	
2	経歴書	○		○
3	営業概略(組織・機構等)	○		○
4	法人登記簿謄本	○		○
5	営業成績一覧表	○	○	○
6	納税証明書	○	○	○
7	カタログ及び主要パンフレット	○	○	
8	推薦該当品目一覧表	○	○	

昭和51年8月 1日制定・昭和62年2月 9日改定・平成 5年2月15日改定